

事務連絡

平成30年3月12日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医事課

介護医療院創設に伴う死亡診断書（死体検案書）の記入方法の変更について
（周知依頼）

日頃から特段の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）の施行に伴い、平成30年4月1日から「介護医療院」が創設されます。これに伴い、同日から死亡診断書（死体検案書）の「死亡したところの種別」及び「施設の名称」の欄等を、別紙1のとおり変更致しますので、ご了知の上、貴管内の保健所、保健所設置市（特別区を含む。）、関係機関及び関係団体宛に周知を図られますようお願いいたします。なお、本事務連絡の写しを別記関係団体宛て送付することとしています。

新たな死亡診断書（死体検案書）の様式については、平成30年3月中旬に、下記厚生労働省のホームページ上に掲載いたします。平成30年4月1日以降に死亡した者に係る死亡診断書（死体検案書）につきましては、下記URLからダウンロードして作成してください。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/manual/>

平成30年4月1日以降に、介護医療院又は介護老人保健施設で死亡した者の死亡診断書（死体検案書）を交付する場合は、別紙2のとおり、死亡した施設について、介護医療院と介護老人保健施設を区別してください。やむを得ず、改正前の様式を使用する場合も、別紙2に示す記入方法に従ってください。

なお、各市区町村戸籍担当部（局）宛には、追って法務省より各法務局を通じて周知が図られることとなっておりますので、併せてご了知ください。

母子健康手帳等を参考に書いてください。

介護医療院又は介護老人保健施設で死亡した場合の死亡診断書(死体検案書)記入方法について

1 新様式を用いた場合

死亡したところの種別は「3」を選択してください。また、施設の名称については、所定のカッコ内に介護老人保健施設と介護医療院の別を赤字のように記入してください。

(1) 介護医療院で死亡したケース

記入例①

死亡したところ及びその種別	死亡したところの種別	1病院 2診療所 ③介護医療院・介護老人保健施設 4助産所 5老人ホーム 6自宅 7その他
	死亡したところ	東京都 千代田区 霞が関 一丁目 番地 2 番 2 号
	(死亡したところの種別1～5) 施設の名称	介護医療院こうろう (介護医療院)

(2) 介護老人保健施設で死亡したケース

記入例②

死亡したところ及びその種別	死亡したところの種別	1病院 2診療所 ③介護医療院・介護老人保健施設 4助産所 5老人ホーム 6自宅 7その他
	死亡したところ	東京都 千代田区 霞が関 一丁目 番地 2 番 2 号
	(死亡したところの種別1～5) 施設の名称	こうろうの森 (介護老人保健施設)

2 現行様式を用いた場合

死亡したところの種別は「3」を選択してください。介護医療院で死亡したケースでは、「介護老人保健施設」の直下に「介護医療院・」と追加して記載してください(訂正印は不要)。また、施設の名称については、介護老人保健施設と介護医療院の別を赤字のようにカッコ書きで記入してください。

(1) 介護医療院で死亡したケース

記入例③

死亡したところ及びその種別	死亡したところの種別	1病院 2診療所 ③介護老人保健施設 介護医療院・ 4助産所 5老人ホーム 6自宅 7その他
	死亡したところ	東京都 千代田区 霞が関 一丁目 番地 2 番 2 号
	(死亡したところの種別1～5) 施設の名称	介護医療院こうろう (介護医療院)

(2) 介護老人保健施設で死亡したケース

記入例④

死亡したところ及びその種別	死亡したところの種別	1病院 2診療所 ③介護老人保健施設 介護医療院・ 4助産所 5老人ホーム 6自宅 7その他
	死亡したところ	東京都 千代田区 霞が関 一丁目 番地 2 番 2 号
	(死亡したところの種別1～5) 施設の名称	こうろうの森 (介護老人保健施設)